

～市民がつくるまち・とくしま～

# 徳島市 協働による新たなまちづくり事業 応募の手引き



徳島市イメージアップキャラクター トクシイ

**【事前個別相談】** 令和5年4月17日(月)～5月19日(金)

**【提案募集期間】** 令和5年4月28日(金)～5月31日(水)

**徳島市市民文化部市民協働課**

# 目次

<b>1</b>	<b>制度の目的</b> . . . . .	<b>1</b>
<b>2</b>	<b>対象となる団体</b> . . . . .	<b>1</b>
<b>3</b>	<b>募集する事業</b> . . . . .	<b>2</b>
<b>4</b>	<b>募集コース</b> . . . . .	<b>3</b>
<b>5</b>	<b>応募方法</b> . . . . .	<b>5</b>
<b>6</b>	<b>事業の選定方法</b> . . . . .	<b>5</b>
<b>7</b>	<b>スケジュール</b> . . . . .	<b>6</b>
<b>8</b>	<b>応募のヒント</b> . . . . .	<b>7</b>

## 1 制度の目的

豊かな自然に恵まれた徳島のまちには、行政・市民活動団体・地域団体・学校・企業など、様々な立場の人達が活動しています。この制度は、それぞれがまちづくりの主体としての自覚と地域への関心を持って連携し、得意なことを生かして、市と協力して市民の力で徳島のまちを良くする事業に対し、その経費の一部を補助し、協働による新たなまちづくりを推進することを目的としています。

## 2 対象となる団体

対象となる団体は、協働による新たなまちづくり事業を行おうとする団体のうち、次の条件を全て満たすものとします。

- (1) 5人以上で構成する団体で、メンバーの過半数が徳島市内在住・在勤・在学のいずれかであること。
- (2) 活動拠点が徳島市内にあり、かつ徳島市内において活動を行っていること。
- (3) 組織運営について明文化したルール(定款・会則・規約など)があること。
- (4) 適正な会計処理を行うことができること。

※複数の団体が共同で事業を提案する場合(複合団体)は、代表となる団体が応募資格を全て満たしてください。

### 【対象団体の条件について】

- (1)の「メンバーの過半数が市内在住・在勤・在学」については、現在の団体の中からさらにこの提案事業を行うメンバーで、新たに部会・プロジェクトチームを立ち上げて応募することもできます。なお、その場合については、当該部会・プロジェクトチームが(1)～(4)の条件を満たしてください。
- (3)の「組織運営について明文化したルール(定款・会則・規約など)」については、この提案を機に整備した場合も条件を満たすものとします。なお、定款・会則等の例については、市民協働課またはまちづくり協働プラザへお問い合わせください。

### 3 募集する事業

募集する事業は、提案団体が新たに挑戦しようとする事業のうち、本市の様々な困りごと（社会的課題）を解決するために本市内で実施するもので、かつ本市行政と一緒に取り組めるもの（協働事業）で、令和5年度中に実施するものです。

#### テーマの設定は自由です

提案団体が新たに挑戦しようとする事業で、徳島市と一緒に取り組む（=協働事業）ことで、社会課題等の解決に繋がる事業。

※協働相手となる担当課は、提案内容に合わせてマッチングします。

#### 【提案事業の一例】

- ・少子高齢化対策に役立つ事業
- ・子育て世帯を支援する事業
- ・防災に役立つ事業
- ・移住の増加に寄与する事業
- ・次世代に繋がる教育に寄与する事業
- ・まちの活性化に繋がる事業



#### 【対象とならない事業】

応募しようとする提案事業が次のいずれかに該当する場合は、対象となりません。

- 1 提案団体もしくは本市行政が既に実施しているもの。
- 2 事業の受益者となる本市市民が一部地域に限定されるもの。
- 3 営利を目的とするもの。
- 4 宗教上の教義を広めるもの、政治上の主義の推進・反対に関するもの。
- 5 この制度以外の制度等による補助、助成または委託など、提案しようとする事業。

そのものに対する資金援助を既に受けているもの（個人・法人等からの直接の寄附はこれに当たりません。）。

※但し、1又は2に該当する事業であっても、対象者や内容を拡充して実施する場合などは、この限りではありません。

## 4 募集コース

補助の内容に応じ、次の2つのコースがあります。

### (1) クラウドファンディングコース(上限200万円※)

「ふるさと納税」制度を活用したクラウドファンディングを実施し、集まった金額に応じて補助を行います。

徳島市がクラウドファンディングを行いますので、提案団体の事務的な負担が軽減されます。また、クラウドファンディングを通して、団体の活動をより多くの人に知ってもらうことができます。

#### 【※注意点】

- ① 「ふるさと納税」で集まった寄附金が、上限に満たない場合もしくは上限を超えた場合は、集まった金額の範囲で補助を行います。  
このため、補助額が変動した場合には、事業内容を縮小もしくは拡大するなどして実施可能な内容としてください。
- ② 「ふるさと納税」の寄附者に対しては、徳島市から、お礼のお手紙等をお送りします。提案者からは事業の成果を報告するほか、必要に応じてお礼の品の送付等を行っていただきます。
- ③ 効果的なクラウドファンディングを行うために、サイトに掲載する写真や挨拶文を用意していただきます。

### (2) 協働スタートコース(上限25万円)

これから新たに市との事業に挑戦してみようという団体を支援するコースです。

#### 【コース別の補助概要】

	クラウドファンディングコース	協働スタートコース
認定件数	最大 1件	最大 2件
実施時期	令和5年度	
補助対象経費	事業を実施するための直接的な経費	
補助金額	補助対象経費から収入を控除した額 (上限200万円) ※ クラウドファンディング調達額が目標額を超えた場合は、予算の範囲内で調達額と同額とします。	①補助対象経費から収入を控除した額 ②補助対象経費の80%に相当する額 《①又は②の少ない方とする》 (上限25万円)

## ■補助対象経費と収入について

### 【補助対象経費の例】

科目	経費の例
報償費	講師、専門家、補助事業に従事する臨時スタッフ等への謝礼などクラウドファンディングコースにおける、寄附者へのお礼の品にかかる経費(※)
旅費	講師や専門家等を招聘するための旅費や事業の打合せ等に係る旅費など(先進地視察旅費は除く。)
需用費	会議費、消耗品費、燃料費、印刷製本費など
役務費	通信運搬費、広告料、保険料、手数料など
食糧費	事業参加者に提供する湯茶等の飲料で、1人あたり1回200円以内のものに限る。
使用料及び賃借料	会場借上料、コピー使用料、リース・レンタル料など
備品購入費	原則として単価が1万円未満のものに限る。ただし、事業実施に際し市長がやむを得ないと認めるものは、この限りではない。
人件費	補助事業に直接従事した団体構成員の人件費は下記を上限として補助対象経費とする。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> 協働スタートコースにおいては事業費の20%、クラウドファンディングコースにおいては事業費の50% </div>
その他	その他、市長が特に必要と認める経費

(※)ただし、補助金額の20%以内で、送り先は徳島市外在住の寄附者に限る。

### 【対象外経費】

<p>次に掲げる経費は、団体を維持運営するうえでの経常的な経費として取り扱い、補助対象経費に含まないものとします。</p> <p>① 団体構成員の人件費、旅費及び食糧費</p> <p>② 事務所施設、機器等維持経費</p> <p>③ その他、団体を維持運営するうえで必要な経費</p>
--

### 【収入】

<p>補助対象事業によって得られる収入で、事業参加者の負担金(保険料や材料代等)などが含まれます。</p> <p>個人・法人等から直接寄附を受けた場合は、収入ではなく自己資金に繰り入れてください。</p>
--

※需用費等でパンフレットやチラシを作成する場合は、「徳島市協働による新たなまちづくり事業」と事業名を入れてください。

## 5 応募方法

次の書類に必要事項を記入し、提案募集期間内に市民協働課まで持参又は郵送により提出してください。

### <提案時に提出する書類>

- 1 徳島市協働による新たなまちづくり事業企画書(様式第1号)
- 2 事業計画書(様式第1号の2)
- 3 収支計画書(様式第1号の3)
- 4 団体調書(様式第1号の4)
- 5 団体の会則・定款・規約その他これらに類するもの
- 6 上記以外のもので、提案する事業に関する資料(必要な場合のみ)  
※資料を添付する場合はA3サイズ片面1枚以内とします  
※応募の手引き・応募用紙は、市のHPからダウンロードできます

### 【募集期間】

令和5年4月28日(金)～5月31日(水)17時00分

※郵送提出は5月31日付消印有効とします。

※4月17日(月)から5月19日(金)までの間、市民協働課及びまちづくり協働プラザにて、事前個別相談を実施します。

応募をご検討の方は、次のいずれかの窓口事前に電話でお問い合わせください。

徳島市市民協働課:月～金 8:30～17:00(088-621-5510)

徳島市まちづくり協働プラザ:火～土 10:00～18:00(088-611-3886)

## 6 事業の選定方法

提案された事業は、学識経験者や行政職員等で構成する「徳島市協働による新たなまちづくり事業選定委員会」による書類審査等を経て、補助事業として選定されます。

なお、審査に際し、選定委員会で事業概要について詳細な説明をしていただきます。

### 【選定結果の通知】

すべての提案団体に対し、選定審査終了後に補助事業の認定又は不認定通知を発送します。なお、通知は7月中旬を予定しています。

## 7 スケジュール(認定～事業完了)

### 【クラウドファンディングコース】

年度	時期 (予定)	内容	備考
令和 5年度	7月中旬	補助事業認定 ⇒実施に向けた協議	・事業実施に向けて協働担当課と協議し、詳細なスケジュールや役割分担を決めます。
	7月中旬 ～8月	クラウドファンディング 実施準備	・クラウドファンディングの内容(アピール文、お礼の品等)について協議し、決定します。
	9月 ～10月	クラウドファンディング 実施	・クラウドファンディングを実施します。 ※寄附額が目標額に到達次第、募集を終了します。 ※募集期間は最大90日間まで延長することができます。
	11月	補助金額決定	・必要に応じて補助金の一部(50%以内)を前金払します。
	11月～ 翌年3月	事業実施 (寄附者への報告等)	・協働担当課と連携して事業を実施してください。 ・随時、寄附者に対して実績報告等を行ってください。
	事業終了 1ヵ月以内	実績報告 ⇒補助金交付  事業評価	・事業完了後に実績報告を行ってください。 ・実績報告を確認後、補助金額を確定し、補助金を交付します。 ・事業成果をもとに選定委員会で事業評価を行い、評価内容を徳島市ホームページで公表します。

### 【協働スタートコース】

年度	時期 (予定)	内容	備考
令和 5年度	7月中旬	補助事業認定 ⇒実施に向けた協議	・事業実施に向けて協働担当課と協議し、詳細なスケジュールや役割分担を決めます。
		補助金額決定	・必要に応じて補助金の一部(50%以内)を前金払します。
	7月中旬 ～翌年3月	事業実施	・協働担当課と連携して事業を実施してください。
	事業終了 1ヵ月以内	実績報告 ⇒補助金交付  事業評価	・事業完了後に実績報告を行ってください。 ・実績報告を確認後、補助金額を確定し、補助金を交付します。 ・事業成果をもとに選定委員会で事業評価を行い、評価内容を徳島市ホームページで公表します。

## 8 応募のヒント

協働とは「異なる主体がお互いを尊重し、自らの得意なことを活かし、相手の苦手な部分を補い、一緒に協力して、共通する課題の解決を目指す方法」のことです。考え方や立場が異なる主体が協力して事業を行ううえで、特に大切な3つのポイントがあります。

- ① 目的を共有する
- ② 対等な立場で行う
- ③ お互いの自主性・主体性を尊重する

協働は、“一方の思い”だけでは成立しません。協働相手と課題を共有し、お互いを理解し、その事業と一緒に取り組みたいという“同じ思い”で一致することが必要です。

※「徳島市協働による新たなまちづくり事業」においては、協働相手は徳島市の各部署になります。次のことを参考に事業案を作成してください。

### 【協働相手となる部署を知る】

徳島市ホームページでは、各課の業務についての情報を掲載しています。また、「徳島市総合計画2021－水都とくしま「新創造」プラン－」をはじめとした各種計画や指針など、徳島市政の方針や課題を知ることができます。提案する事業がどの部分に合致する(又は足りないものを補う)か確認しておく、目的を共有しやすくなります。

※ホームページを見ることができないときは、ご覧になりたい資料をお調べしますので、市民協働課へお問い合わせください。

### 【自己PRも大切】

言葉だけで説明するよりも、パンフレットや活動記録、新聞記事などがあれば、協働相手となる部署に自分達の団体の概要や活動内容をイメージしてもらいやすくなります。団体を紹介する資料があれば、協議の前にぜひお持ちください。

### 【協働の第一歩は相互理解】

提案内容の充実を図り、より良い協働を行うためには、協働に関わる主体それぞれの意見を聞き、合意形成を図ることが大切です。おおまかな事業案を作成したら、応募する前に協働相手となる部署の意見を聞いてください。

協働相手となる部署(協働事業担当課)がどこになるのか不明なときは、市民協働課へお問い合わせください。

また、徳島市まちづくり協働プラザ(指定管理者:認定NPO法人新町川を守る会)では、提案内容の相談や書類の書き方、協働事業担当課への同行などの各種サポートを行っていますので、ご利用ください。

4月17日(月)から事前個別相談  
を実施します。  
応募をご検討の方は、まず市民協  
働課もしくはまちづくり協働プラザ  
までお問い合わせください。



**あなたの提案、お待ちしております。**

**応募の手引き・応募書類は  
徳島市ホームページからダウンロードできます！**

(提案相談・応募書類提出先) 徳島市市民文化部市民協働課

TEL 088-621-5510

FAX 088-621-5511

<https://www.city.tokushima.tokushima.jp/kurashi/shiminkatsudo/npototonokyodo/kyoudouhojyokin.html>



(提案相談) 徳島市まちづくり協働プラザ

火～土: 10時～21時

日・祝: 10時～18時

(月休み・相談業務は火～土の18時まで)

TEL 088-611-3886